

事業継続応援補助金（FAQ）

R3. 1. 22

1. 申請について

Q 1. 申請書類について教えてください。

A 1. 以下の書類が必要になります。

全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●請求書 ※上記2つは市ホームページからダウンロード可能 ●補助金振込先の預金通帳の写し ●令和元年と令和2年の1月～12月の月別売上がわかる書類（確定申告書や売上台帳の写し） ※売上を直近で比較したいときは令和3年1月～2月の売上台帳でも可能で、その場合平成31年1月～2月の売上と比較する 	要提出
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 （運転免許証、マイナンバーカード、保険証等いずれか） 	提示のみ
法人	<ul style="list-style-type: none"> ●法人番号がわかるもの 	
業種別	<ul style="list-style-type: none"> （飲食業、宿泊業、交通事業） ●営業許可証の写し 	要提出
	<ul style="list-style-type: none"> （民泊） ●届出番号がわかる書類の写し ●標識の写真 	
	<ul style="list-style-type: none"> （アウトドア事業） ●事業内容がわかる書類 ●資格証等があればその写し 	

Q 2. 申請書類で揃わない書類がありますが、申請できますか。

A 2. 基本的にA 1で示した事業者・業種ごとのすべての書類が必要となります。書類が揃わなければ申請を受け付けることはできません。

Q 3. 申請書の提出は、事業所の代表者が提出する必要はありますか。

A 3. 個人事業者は代表者本人による申請を基本としますが、代理人でも申請できます。その際は代表者の記入・押印のほかに代理人の署名・押印が必要です。法人は従業員の方が申請できます。

Q 4. 申請は、土日・祝日でも受付していますか。また、予約は必要ですか。

A 4. 申請受付期間は、令和3年1月25日（月）から令和3年3月31日（水）の平日午前9時から午後5時までです。場所はコンシェルジュフラノ（本町2-27）の2Fホール又は商工観光課です。また、申請窓口の混雑緩和の為、事前に電話で予約をしてからの申請をお願いしています（市商工観光課39-2312）。

Q 5. 富良野市内に支店・営業所があり、本社は市外にありますが、申請できますか。

A 5. 本社が市外にある企業でも、市内に事業所があれば対象になります。

Q 6. 全国展開しているような大企業であっても申請できますか。

A 6. 事業継続応援金については、市内の中小企業者に限らず大企業も対象としています。

Q 7. 個人事業者が法人成りして、個人と法人の両方の経営形態がありますが、各々で申請はできますか。

A 7. 申請時に両方とも経営していれば申請することはできます。その際に、各々の営業許可証の写しや個人事業の開業届や法人事業にかかわる登記簿等、各々の決算書類などにより、業種や所在地、経営状況がわかるものを提出してもらい、経営形態が別々であることの確認をします。

Q 8. ホテルを経営しているが、観光事業者経営応援金を申請していないが、今回の事業継続応援金は申請することができますか。

A 8. 事業継続応援金の申請要件を満たしていれば申請することはできます。その際に、観光事業者経営応援金の申請要件も満たしていれば、両方の申請をすることも可能です。

Q 9. 飲食店で市内に複数の店舗を所有していますが、各々で申請はできますか。

A 9. 各々の店舗で申請することはできます。その際に、各々の売上台帳で売上減少率 30%以上を確認できることが必要です（減少率 30%未満の店舗は申請できません）。その上で店舗ごとの令和元年 1 月～12 月の年間売上の確認によって、各々の給付金額が決まります。

しかし、店舗ごとの売上台帳が整理されておらず、売上が一括でしか確認できない場合は、複数店舗を所有していても全体で一括の申請しかできません。

Q 10. ホテルと飲食業を両方経営していますが、各々で申請はできますか。

A 10.

ア) 別々の建物で営業している場合

各業種で申請することはできます（固定経費を補助する目的から同一敷地内であっても申請はできます）。その際に、各業種における売上台帳で売上減少率 30%以上を確認できることが必要です。その上で業種ごとの令和元年 1 月～12 月の年間売上の確認によって、各々の給付金額が決まります。しかし、業種ごとの売上台帳が整理されておらず、飲食業の売上が確認できない為、ホテルでの客室数によって給付金額を決定します。

イ) 自己所有の同一建物内で営業している場合

宿泊業のみでしか申請することはできません。固定経費を補助する目的から同一建物ではホテルとして扱います。ただし、ホテルとレストランが別会社で経営している場合は、各々で申請できます。

ウ) 同一建物内で各々テナントとして入居して営業している場合

各店舗で家賃を負担しているような場合は、各業種・店舗で申請することができます。

Q 1 1. ホテルの客室数により給付金額が算出されますが、客室数の確認はどのようにしますか。

A 1 1. 営業許可証に記載されている客室数を確認します。しかし現状、その客室数と異なっている場合はそれがわかる図面等の提出が必要となります。

Q 1 2. 飲食店を開業して間もないですが、申請はできますか。

A 1 2. 業歴 1 カ月以上の場合を対象としています。申請受付期間を令和 3 年 3 月 31 日までとしていますので、令和 3 年 2 月末までに開業していれば、申請できます。その際の売上減少率の考え方は、Q 17 を参照ください。

Q 1 3. 休業中ですが、申請はできますか。

A 1 3. 令和 2 年 7 月以降、1 カ月間以上の営業実態が確認できれば申請できます。その際の売上減少率の考え方は、通常の前年同期比で 30%以上が必要です。

Q 1 4. パン屋を経営しており、イートインで飲食店営業許可を持っていますが申請できますか。

A 1 4. パン屋は基本的に小売業扱いであり、飲食業を主体としていない為、申請できません。

2. 売上の考え方について

Q 1 5. 売上減少率の算出の仕方を教えてください。

A 1 5. 令和元年と令和 2 年の各 7 月から 12 月までの売上について、試算表や確定申告書類、帳簿などの数字から同月を比較して、売上減少率を算出し、その中で減少率の最も大きい月の売上を申請書に記入して、売上減少率とします。

(例) 売上減少率の計算

令和元年 7 月売上高 600,000 円

令和 2 年 7 月売上高 250,000 円 (必ず同月で比較する)

売上減少額 $600,000 - 250,000 = 350,000$ 円

売上減少率 $350,000 \div 600,000 \times 100 = 58\%$ (小数点以下切捨)

Q 1 6. 売上高を前年と比較する際、事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上高が著しく低かった場合、そうした特殊事情を考慮することは可能か。

A 1 6. 特殊事情が合理的に説明できるものであれば、考慮することは可能である。その場合、特殊事情の影響を受けない年での同月比較で売上高が減少していることの確認が必要である。

(例) 令和元年 9 月と令和 2 年 9 月を比較するところ、令和元年 9 月に店舗の移転があったため、売上が著しく低い。その場合、前々年の平成 30 年 9 月との

比較をする。

Q 17. 開業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない場合はどうするか。

A 17. 業歴1カ月以上の場合を対象として以下の考え方で売上減少率を算出する。

・業歴1カ月から3カ月までの場合

1カ月でも赤字があれば以下のとおり給付する。

飲食業、アウトドア事業者、民泊事業者⇒20万円

ホテル旅館、簡易宿所⇒4室以下20万円、5室以上30万円

交通事業者⇒30万円

・業歴4カ月以上1年未満の場合

A：最近1カ月間の売上高等

B：売上が高い3カ月間の1カ月平均

$(B-A) \div B \times 100$

(例) 昨年10月営業開始の場合

売上が高い時期 10月120万、11月100万、12月170万

3カ月平均売上 $(120+100+170) \div 3=130$

最近1カ月間の売上 20

売上減少率 $(130-20) \div 130 \times 100=85\%$

Q 18. 令和元年（平成31年）に飲食業やアウトドア事業を開業した場合、年間売上の計算はどのようにしたらよいか。

A 18. 令和元年（平成31年）の途中で開業したときは、その年の営業期間だけでは年間売上が把握できませんので、令和2年分も含めて年間売上を計算します。

例えば、令和元年7月に開業した場合は、令和元年7月～12月（6カ月分）に令和2年1月～6月（6か月分）の売上を加えて、年間売上を計算します。

Q 19. 市内に本店がある会社ですが、市外に支店を持っています。売上高はどのような考え方で出したらよいか。

A 19. 基本的に店舗毎の売上をもとに考えますので、市内にある本店の売上のみで考えていただきます。それをもとに年間売上と売上減少率を算出し、事業継続応援補助金の基準とします。

3. アウトドアについて

Q 20. アウトドア事業者とはどういった事業者を指しますか。

A 20. アウトドア事業を行おうとする者（客）に対し、ガイドの同席、立会、指導のもとで客に体験サービスや体験学習を提供することを業として行うものを指します。

Q 21. アウトドア事業とはどういった事業を指しますか。

A 2 1. アウトドア・アクティビティ（以下「アウトドア」という。）とは、屋外で行う活動を指します。アウトドア活動は、自然の中で自然の恵みを受けながら、自然とふれあうために行われる野外活動をいいます。屋外で行う活動は多岐に渡りますので、対象となるか迷う場合はご相談ください。

例) ラフティング、キャニオニング、熱気球、山登り、サイクリング、スキー、農業体験、環境保全学習など

Q 2 2. 申請の条件を教えてください。

A 2 2. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主が申請することができます。申請に当たっては事業が確認できる書類（チラシやHP 写し等）の添付が必要です。

Q 2 3. 申請にあたり、雇用要件はありますか。

A 2 3. 観光事業者経営応援金では雇用要件を定めていましたが、今回の事業継続応援補助金では要件は設けていません。

Q 2 4. 申請に当たり、資格要件はありますか。

A 2 4. 資格の有無は要件としていません。「アウトドア事業を行っているもの」であることが要件です。

Q 2 5. 体験フィールドは富良野市外ですが、申請できますか。

A 2 5. アウトドアの体験フィールドが富良野市外であっても、富良野市内に事業所があれば申請することができます。

Q 2 6. 専ら屋内でのみ体験プログラムをしています。申請することはできますか。

A 2 6. アウトドアは屋外で行う活動を指すため、専ら屋内でのみ体験プログラムを提供しているものは対象とはなりません。

例) 陶芸体験、キャンドル体験、ジャムづくり体験、バターづくり体験、ネイチャークラフトなど

Q 2 7. 他事業者からの依頼（業務委託や請負等）により、アウトドア体験を提供していません。自身はアウトドア個人事業主には該当しませんが、申請することはできますか。

A 2 7. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができます。

Q 2 8. スキーのインストラクターをしています。申請できますか。

A 2 8. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができます。自ら企画等していない場合や法人等に所属している場合、個人事業主でない場合には対象となりません。

Q 2 9. 教育旅行を受け入れている農業者は対象となりますか。

A 2 9. アウトドア事業や屋外での体験プログラムを自ら企画し、催行している法人又は個人事業主のみ申請することができ、この場合は対象とはなりません。

Q 3 0. 農業を主たる事業としており、農業体験を催行していますが申請できますか。

A 3 0. 農業を主たる事業としている場合は申請ができません。

4. 市税の滞納・未納について

Q 3 1. 市税の滞納がありますが、申請することはできますか。

A 3 1. 事業継続応援金は、市税（住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税等）の滞納がある場合は、原則として交付の対象となりません。

ただし、分割納付や徴収猶予など納付の手続きをした方は対象となりますので、事前に市役所税務課へご相談ください。

5. 補助金の支払いについて

Q 3 2. 申請してから応援金が口座に振り込まれるまで、どのくらいかかるか。

A 3 2. 申請して受理された後、市税の滞納状況を確認します。その結果、滞納がないものは交付決定、滞納がある場合は不交付決定の通知を申請者へ送付します。交付決定が通知されたものについて、その補助金額が口座へ振り込まれます。申請から補助金の支払いまで、概ね3～4週間以内を予定しています。